

平成29年第6回（12月）議会定例会会議録

招集年月日	平成29年12月5日		
招集の場所	川北町議会議場		
開会宣告日時	平成29年12月5日 午前10時03分		
閉議宣告日時	平成29年12月5日 午前10時33分		
応招議員	1番 井波秀俊	2番 山村秀俊	3番 森 作治
	4番 西田時雄	5番 田中秀夫	6番 苗代 実
	7番 作田良一	8番 坂井 毅	9番 作田 毅
	10番 山先守夫		
不応招議員	なし		
出席議員	1番 井波秀俊	2番 山村秀俊	3番 森 作治
	4番 西田時雄	5番 田中秀夫	6番 苗代 実
	7番 作田良一	8番 坂井 毅	9番 作田 毅
	10番 山先守夫		
欠席議員	なし		
会議録署名議員	7番 作田良一	8番 坂井 毅	9番 作田 毅
地方自治法第121条の 規定により説明のため 出席した者の職氏名	町 長 前 哲雄 総務課長 川北征章 福祉課長 村田真寿美 土木課長 山本忠浩	副町長 山岡正見 税務課長 中村都志子 産業経済課長 吉岡友次 学校教育課長兼社会教育課長 中田利明	教育長 室谷敏彦 住民課長 大山恭功
職務のため議場に出席 を求めた者の職氏名	事務局長 奥村栄一		
議事日程	別紙のとおり		
会議に付した事件	別紙のとおり		
会議の経過	別紙のとおり		

平成29年第6回

議 事 日 程 (第1号)

川北町議会定例会

平成29年12月5日 午前10時開議

第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 議案第38号から議案第51号迄(一括上程)及び

報告第10号(議題)

(提案理由の説明、質疑、ただし議案第38号から議案第51号迄については委員会付託)

報告第10号(議題)

(委員会付託省略、討論、採決)

第4 議案第52号(議題)

(提案理由の説明、質疑・討論省略、採決)

第5 諮問第2号(議題)

(提案理由の説明、採決)

会 議 に 付 し た 事 件

- 議案第38号 平成28年度川北町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第39号 平成28年度川北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第40号 平成28年度川北町簡易水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第41号 平成28年度川北町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第42号 平成28年度川北町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第43号 平成28年度川北町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第44号 平成28年度川北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第45号 平成28年度川北町工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 報告第10号 平成29年度川北町一般会計補正予算の専決処分の報告並びに承認を求めることについて
- 議案第46号 平成29年度川北町一般会計補正予算
- 議案第47号 平成29年度川北町国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第48号 平成29年度川北町介護保険事業特別会計補正予算
- 議案第49号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第50号 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第51号 川北町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第52号 川北町固定資産評価審査委員会委員選任につき同意を求めることについて
- 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

《町民憲章唱和》

◇議長 山先守夫

開会に先立ち町民憲章を唱和致します。

一同、ご起立下さい。

(唱和)

ご着席下さい。

《開会》

◇議長 山先守夫

只今から、平成 29 年第 6 回川北町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

(午前 10 時 03 分)

《会期の決定》

◇議長 山先守夫

日程第 1 会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 12 月 13 日までの 9 日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 12 月 13 日までの 9 日間に決定いたしました。

尚、これに基づく議事日程は、お手元へ配布しておきましたからご了承願います。

《会議録署名議員の指名》

◇議長 山先守夫

日程第 2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 127 条の規定によって、

7 番 作田良一君、8 番 坂井 毅君、9 番 作田 毅君を指名します。

尚、地方自治法第 121 条の規定により、説明のため会議に出席を求めた者は、町長、副町長、教育長及び担当課長であります。

《提出議案 議題及び説明》

◇議長 山先守夫

日程第 3 議案第 38 号から議案 51 号まで、及び報告第 10 号を一括上程します。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

本日ここに、平成 29 年第 6 回議会定例会を開催致しましたところ、議員の皆様方には何かとご多用の中、ご出席を戴きまして誠に有難うご座居ます。

議案の説明に先立ち、町の近況についてご報告を致します。

先ず、前年度からの繰越事業についてであります。4 つの事業のうち、2 事業が完了し、「町道整備工事」と「農村総合整備事業」の 2 事業につきましても、3 月中旬の完成に向け、それぞれ順調に進捗を致しております。

次に、本年度の事業についてであります。

先ず、「川北町児童館増築等改修工事」「ふれあい健康センター機械室改修工事」は、年内の完成に向け工事が進められております。

また「土地改良施設維持管理適正化事業」「工業用水道施設及び管路工事」「町道路肩拡幅工事」「橋梁架け替え工事」などは、設計を終え年度内の完成に向け準備を進めております。

その他の事業では、「住宅リフォーム」や「太陽光発電設備の設置」そして、「人間ドック助成」は、いずれも計画以上に進捗を致しております。

次に「米の生産数量目標について」であります。

これまで、国が提示致して参りました生産数量目標につきましては、平成 30 年産から廃止されますが、昨日、石川県の農業活性化協議会が発表致しました数量によりますと、県全体の「目安」は、12 万 996 t で、昨年から横ばいとなっております。川北町には 2,975 t の配分で、昨年に比べ 17.9 t、率にして 0.6% の増となっております。

なお、農家の皆様方への配分につきましては、年明けに、町農業活性化協議会より配分される予定であります。

その他、11 月 28 日に各分野代表の方々にお集まりを頂き「川北町版総合戦略等検証会議」を開催し、「重要業績評価指標」と「各種施策」について検証を行いました。

会議での意見等は、来たる平成 30 年度予算編成の参考としたいと考えております。

最後になりますが、「白山野々市広域消防通信指令システムの更新について」であります。

組合では、来年度「通信指令システム」の更新に着手することとし、先般、10 月の組合議会において 2 ヶ年の更新計画が示された所であります。

これにより、管内全域における災害対応力の向上や、川北分署の指令システムについても、一元化が図られることとなります。

さらに、国の交付金や有利な起債の活用が可能となる等、財政負担の軽減にもつながる事から、広域運営のメリットが十分に発揮されるものであります。

それでは、12 月議会定例会に提案を致しました議案について、その概要をご説明申し上げ

げます。

初めに、議案第 38 号から 45 号までの平成 28 年度各会計の歳入歳出決算の認定について、ご説明を致します。

先ず一般会計であります。歳入総額 3,906,958 千円、歳出総額 3,734,335 千円で差引 172,623 千円の決算であります。

実質収支につきましては、繰越財源を差し引き 155,664 千円となります。

先ず歳入について申し上げますと、町税は、全体の 39.1%を占めていますが、企業の設備投資による固定資産の償却資産分が増加しており、27 年度に比べ、171,725 千円、率にして 12.7%の増となりました。

また普通交付税は、町税の増額に伴い、▲115,052 千円の減となっております。

これにより、歳入に占めます一般財源比率と自主財源比率は、前年度より増加し、引続き健全な数値を維持しております。

次に、歳出のうち普通建設事業費は、2 ヶ年継続事業として進めて参りました「防災行政無線整備事業」をはじめ、「百寿会館空調設備等改修事業」「情報セキュリティ強化対策事業」「各種体育施設トイレ洋式化事業」「農村総合整備事業」「町道等の整備工事」、そして「スクールバス購入事業」等で、補助事業を活用し教育や福祉、生活環境、そして安全・安心なまちづくりに必要な施設整備に努めて参りました。

ソフト事業では「不妊症及び不育症治療給与金」について、「第 1 子に限る」を撤廃し、対象者の拡充を図ったほか、「第 3 子以降の保育料の無料化」や「出産育児一時金」の支給など、安心して子育てが出来る施策を進めて来ました。

また、75 歳以上の「高齢者への医療費助成」「住宅のリフォーム助成」、そして「各種予防接種」や「人間ドッグ助成」などの事業も継続して実施致しております。

景気の先行きが不透明で、厳しい財政運営を余儀なくされる中、経常経費等の節減に努めた結果、2 年ぶりに財政調整基金に 31,866 千円を積立し、黒字決算を結ぶことが出来ております。

なお、全会計における基金などの総額は、2,528,000 千円余となっております。

次に、国民健康保険特別会計であります。歳入総額 599,703 千円、歳出総額 576,991 千円で、差引 22,712 千円の決算となり、27 年度に比べますと歳入で 3.6%、歳出で 2%のいずれも増となっております。

次に簡易水道事業特別会計は、歳入総額 30,257 千円、歳出総額 29,610 千円で差引 647 千円の決算であります。

農業集落排水事業特別会計は、歳入総額 158,573 千円、歳出総額 152,329 千円で差引 6,244 千円の決算であります。

次に介護保険事業特別会計は、歳入総額 484,880 千円、歳出総額 473,126 千円で差引 11,754 千円の決算であります。

介護保険サービス事業特別会計は、歳入総額 57,493 千円、歳出総額 55,352 千円で差引 2,141 千円の決算であります。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額 53,441 千円、歳出総額 52,317 千円で差引 1,124 千円の決算となっておりますが、ご存じのとおりこの会計は、収支が 0 となる性質を持った会計であります。

最後に、昨年 7 月から開始を致しました工業用水道事業会計では、収益的収支につきましては、総収益が 23,506 千円、総費用 6,423 千円で経常利益 17,083 千円となります。

資本的収支につきましては、収入 324,200 千円、支出 337,230 千円で差引▲ 13,030 千円となり、不足額につきましては当年度分の地方消費税資本的収支調整額で、補填致しております。

以上が、平成 28 年度各会計の決算の概要であります。

次に報告第 10 号「平成 29 年度 一般会計補正予算の専決処分の報告並びに承認を求めることについて」は、10 月 10 日に公示され、22 日に投・開票が行われました衆議院議員総選挙の執行経費として、5,000 千円を 9 月 29 日に専決致しましたので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、報告するものであります。

次に、議案第 46 号「一般会計補正予算」についてであります。

今回の補正額は 26,500 千円で、予算の累計額は 3,771,800 千円となります。補正の主なものは、人事院勧告等に基づく給与費に合わせて 7,234 千円、また「番号制度に伴うシステム改修委託料」と来春に予定されている「石川県議会議員補欠選挙費」に合わせて 3,320 千円を補正致します。

衛生費で「短期人間ドック」の利用者が増えておりますので、6,000 千円を追加し、消防費で白山野々市広域事務組合負担金の不足分、7,630 千円を補正致します。

これらの財源につきましては、国庫支出金・繰越金などを充当致しております。

次に議案第 47 号「国民健康保険特別会計」の補正予算は、退職被保険者等療養給付費と一般被保険者の高額療養費に合わせて 10,000 千円を追加し、財源は国・県支出金・繰越金などを充当致しております。

次に議案第 48 号「介護保険事業特別会計」の補正予算は、介護保険法の改正に伴うシステム改修委託料等を追加し、財源は国庫支出金及び繰越金を充当致しております。

次に、条例改正について申し上げます。

議案第 49 号から 51 号までの「一般職の職員の給与に関する条例」「特別職の職員の給与等に関する条例」、そして「議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例」の 3 条例のそれぞれ一部改正についてであります。

人事院勧告に基づく給与水準の改定で、一般職の月給を平均 0.2%引き上げるほか、12 月に支給する勤勉手当を、0.1 ヶ月分引き上げ、特別職の期末手当を 0.05 ヶ月分引き上げる改正で、月給は平成 29 年 4 月 1 日に遡及し、期末・勤勉手当は 12 月分より適用致し

ます。

また、改正に係る期末・勤勉手当の引き上げ分につきましては、平成 30 年度以降は、6 月と 12 月に分けて支給する旨の改正で、平成 30 年 4 月 1 日から施行致します。

以上が、12 月議会定例会に提案を致しました議案の大要であります。

何卒、慎重にご審議の上、適切なるご決議を賜りますよう、お願いを申し上げまして、提案理由の説明と致します。

◇議長 山先守夫

これをもって、提案理由の説明を終わります。

《質疑・委員会付託》

◇議長 山先守夫

これから、只今、一括上程されております議案第 38 号から議案第 51 号まで、及び報告第 10 号に対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

只今、上程されております議案第 38 号から議案第 51 号までは、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、議案第 38 号から議案第 51 号までは、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

次に報告第 10 号を議題とします。

お諮りします。

本案件については、委員会付託を省略したいと思えます。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、本案件については委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

討論は、ありませんか。

討論なしと認めます。

これから報告第 10 号を採決します。

報告第 10 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立 9 名)

はい。起立全員であります。

したがって報告第 10 号は原案のとおり承認されました。

《提出議案 議題及び説明》

◇議長 山先守夫

日程第 4 議案第 52 号を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

人事案件につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第 52 号「固定資産評価審査委員会委員選任につき同意を求める事について」であります。

現在、委員の米田峰夫さんは、この 12 月 20 日で任期が満了致します。

現在 1 期目でありますので、再度、米田さんを選任致したく、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、提案するものであります。

議員各位のご同意を賜われますようお願い申し上げ、提案理由の説明と致します。

◇議長 山先守夫

これをもって、提案理由の説明を終わります。

《質疑・討論省略 採決》

◇議長 山先守夫

只今、議題となっております議案第 52 号については人事に関する案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決を致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略することに決定しました。

これより、採決致します。

議案第 52 号「川北町固定資産評価審査委員会委員選任につき同意を求めることについて」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(起立 9 名)

はい。起立全員です。

したがって議案第 52 号「川北町固定資産評価審査委員会委員選任につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

◇議長 山先守夫

日程第 5 諮問第 2 号を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

ご説明申し上げます。

諮問第 2 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」であります。

現在、委員の森元芳朗さんは、平成 20 年から 3 期委員を務めており、3 月 31 日で任期が満了致しますが、年齢的にも新たな方を選任して頂きたいと申出があり、慎重に検討を致しました結果、長年、小学校の教諭を務められました上田子島の酒井あけみさんを適任者と考え、推薦を致したいと思えます。

酒井さんは人権問題にも通じた方でありますので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

議員各位の適任のご意見を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明と致します。

◇議長 山先守夫

これをもって、提案理由の説明を終わります。

《質疑・討論付託省略 答申》

◇議長 山先守夫

只今議題となっております、諮問 2 号については、人事に関する案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決を致したいと思えますが、これにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略することに決定しました。

これより採決致します。

お諮りします。

本件は、お手元に配布しました意見のとおり答申したいと思えます。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、お手元に配付しました意見のとおり、答申することに決定しました。

《閉議》

◇議長 山先守夫

以上をもって、本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、明12月6日から12月12日までを休会とし、12月13日午前10時より本会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

(午前10時33分)